

公害病認定患者福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則（昭和42年川崎市規則第19号。以下「規則」という。）第3条第1項第2号で規定する公害医療手帳の交付を受けている者及び第3号で規定する介護者（以下「公害病認定患者等」という。）が、特別乗車証の交付を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(職務の代理)

第2条 交付申請者の居住者を管轄する地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は副所長（以下「保健所支所長」という。）は、この要綱で規定する保健所長の職務を代理する。

(交付申請)

第3条 交付申請者は、公害病認定患者等であって特別乗車証を使用する者（以下「使用者」という。）とする。

2 特別乗車証の交付を受けようとする使用者は、規則第4条第2項又は第3項に規定する特別乗車証交付申請書その他関係書類（以下「交付申請書等」という。）を、保健所長を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、同時に公害医療手帳を提示しなければならない。

3 特別乗車証の通用期間が満了し、引き続き特別乗車証の交付を受けようとする使用者は、交付申請書等に通用期間が満了した特別乗車証を付して、保健所長を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、同時に公害医療手帳を提示しなければならない。

(交付)

第4条 市長は、前条の規定により交付申請書等が提出されたときは、保有する関係書類により、当該交付申請書等の審査に必要な調査を行い、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 前項の規定により特別乗車証の交付が決定した場合、保健所長は特別乗車証に使用者の氏名を記入し、特別乗車証交付台帳（1号様式。以下「交付台帳」という。）に所要事項を記入する。また、使用者は受領確認欄に記名する。

3 使用者の転居（本市内での異動に限る。）により、居住区域が変更となる場合、当該年度内は継続して当該特別乗車証を使用し、使用者が引き続き特別乗車証の交付を受けようとするときは、第3条第3項の規定により交付申請書等を提出する。

4 保健所長が使用者氏名等を誤って記入した特別乗車証は、「無効」と朱書きし、当該特別乗車証の通用期間満了時まで保健所長が保管する。

5 第3条第3項の規定により、特別乗車証の引き続きの交付を希望した者が、第1項により認められた場合、特別乗車証の交付日は、通用期間の開始日を含め10日前からとする。

6 交付を受けようとする使用者が、川崎市公害病認定患者私営バス乗車券交付要綱により、私営バス乗車券の交付を受けている者である場合、交付対象外とする。

(再交付)

第5条 規則第7条により、市長は特別な理由があると認めるときは、一度に限り、特別乗車証を再交付することができる。

2 前項により特別乗車証の再交付を申請しようとする使用者は、福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証再交付申請書・誓約書(第2号様式)を、保健所長を経由して市長宛て申請する。

3 市長は、前項により特別乗車証を紛失した者から再交付申請があったときは、当該申請が保健所長に提出されてから30日間据え置いた後に交付する。

(返還)

第6条 使用者は、規則第8条第1項第1号に該当した場合、特別乗車証返還届(第3号様式)に所要事項を記入したうえ、特別乗車証を付して保健所長宛て返還しなければならない。

(受払)

第7条 特別乗車証の受払は、次の各号により処理する。

(1) 健康福祉局長は、交通局長から発行された特別乗車証をあらかじめ保健所長宛て送付し、送付枚数を出納簿に記入する。

(2) 保健所長は、前号の規定により健康福祉局長から送付された特別乗車証の数及び交付数を、交付台帳に記入する。

(報告)

第8条 保健所長は、前条第2号の規定により交付台帳で管理している特別乗車証の交付状況を、毎月1回健康福祉局長宛て特別乗車証報告書(第4号様式。以下「報告書」という。)により報告しなければならない。なお、第4条第4項に規定された特別乗車証は、報告書とは別に管理する。

2 前項の規定による報告書には、特別乗車証交付者名簿(第5号様式)を添付しなければならない。

3 健康福祉局長は、必要に応じて特別乗車証の交付状況を交通局長宛て報告する。

4 保健所長は、第3条第3項の規定により提出された特別乗車証及び第7条第1号により送付された特別乗車証のうち未交付のものを、通用期間満了後1ヶ月以内に健康福祉局長宛て送付しなければならない。

5 健康福祉局長は、前項の規定により送付を受けた特別乗車証を、速やかに交通局長宛て返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(第2号様式)

福祉措置による川崎市乗合自動車

特別乗車証再交付申請書

年 月 日

(宛先)
川崎市 長

申請者 住所 _____

氏名 _____

次の理由により、特別乗車証の再交付を申請します。

記号番号	—	本人住所	
ふりがな			
本人氏名		生年月日	年 月 日生
事由発生年月日		年 月 日	乗車証番号
事由発生場所			
再交付を受ける理由 (該当するところをチェックしてください。)	<input type="checkbox"/>	(1) 汚損・破損による ※乗車証を添付してください。	
	<input type="checkbox"/>	(2) 紛失による	
	<input type="checkbox"/>	(3) 焼失・流失による	
	<input type="checkbox"/>	(4) 盗難による	

誓 約 書

年 月 日

(宛先)
川崎市 長

私は、乗車証の再交付を受けた上は、次の事項を守ることを誓約します。

1. 旧乗車証が見つかりしだい、直ちに旧乗車証を返還します。
2. 再交付を受けた乗車証を他人に譲ったり、不正に使用いたしません。

申請者 住所 _____

氏名 _____

(注) 誓約書は、再交付を受ける理由の(1)を除く場合に記名のこと。

上記のとおり申請があったので、調査の結果、再発行してよいでしょうか。

受付	年 月 日	再発行	年 月 日
----	-------	-----	-------

(注) 太枠の中は記入しないでください。

(第3号様式)

特別乗車証 返 還 届

記号番号	—	ふりがな	
		氏名	
乗車証の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
乗車証を返還 する理 由	<input type="checkbox"/>	(1) 高齢者フリーパスを取得した。	
	<input type="checkbox"/>	(2) 通院の経路を変更した。	
	<input type="checkbox"/>	(3) 被認定者が死亡した。	
	<input type="checkbox"/>	(4) その他()	
<input type="checkbox"/> 上記理由により、特別乗車証を返還しますので届出ます。			
年 月 日			
届出者		住所 _____ _____	
		氏名 _____	
(宛先) 川 崎 市 長			
注意 乗車証を添付してください。			

(第4号様式)

特別乗車証交付報告書

年 月 日

健康福祉局長 様

保健所支所長名 _____

次のとおり特別乗車証の交付状況(月分)について報告します。

	前月までの報告数 A	交付数 B	返還数 C	報告数 D=A+B-C	再交付数 E
公害病被認定者(通勤)					
公害病被認定者(通学)					
計					

備考

- (注1) 交付のある場合は、必ず特別乗車証交付者名簿を添付してください。
- (注2) 再交付、返還のある場合は、再交付申請書又は返還届の写しを添付してください。
- (注3) 再交付数(E)は、交付数(B)に含めないでください。

